

## 広島森林管理署事案原因究明委員会（第2回）議事概要

平成23年10月5日

近畿中国森林管理局

1. 開催日時：平成23年10月4日（火）13:00～15:00
2. 場 所：近畿中国森林管理局 大会議室
3. 出席者：（第三者委員） 藤田 充也 弁護士  
福田 正 弁護士  
横田 直和 関西大学法学部教授  
（林野庁委員） 河野 晃 林野庁監査室長  
（森林管理局委員） 本村 裕三 局長  
長口 深 総務部長  
赤木 利行 森林整備部長
4. 議 事：事案の発生の原因・背景と再発防止、広島森林管理署における業務の適正化、近畿中国森林管理局における広島森林管理署への監督強化

---

### 【議事の概要】

- 逮捕された職員によると、当時の役職に着任して以降、業者から、業務の打合せ等を理由に何度も執拗に誘われるうちに、断り切れずに接待に応じ、その後、何度も接待等を受けていたことが事務局から報告された。
- 逮捕された職員が技術提案書の作成を代行し局に送付したことは論外であるし、署内で他の職員が気付かないことも問題であるとの指摘があった。一方、行政サービスとして業者に対して公正に指導することと不適正な行為との線引きを職員が認識すべき必要があるとの指摘もあった。
- 業者にとって、提案内容が問われる技術提案書の作成はハードルが高かったので、職員に代行を依頼することになったのではないかとの指摘があった。一方、総合評価落札方式の制度について業者に対して十分に説明をしていなかったのではないかとの指摘もあった。
- 近畿中国森林管理局では平成12年4月の国家公務員倫理法施行後に広島森林管理署に在籍していた職員約100名を対象として、倫理に関する非違行為等の有無について聞き取り調査を開始したものの、調査対象期間が長期間であること、調査対象者が他局等に異動していること等から現在も鋭意継続中である旨が事務局から報告された。
- 平成22年4月に外部から近畿中国森林管理局総務課長へ「署長、課長、森林官が業者から接待を受けている」旨の通報に対して、近畿中国森林管理局は通報があった役職者のみを調査対象とするなど林野庁本庁との連携が不十分なまま調査を行ったことが事務局から報告された。その結果、逮捕された職員については、既に広島森林管理署から

異動していたため調査の対象外としており、調査対象者を広く検討すべきであったことも事務局から報告された。

- 通報の内容のみでは証拠もなく、警察の捜査と異なる任意の調査では、結果的に十分な情報を聞き出すことは困難な面があるとの指摘があった。一方、外部や内部からの通報を有効に活かしてこうした事案の発見、拡大を防止することが必要であるとの指摘もあった。
- そもそも接待等に応じないことが当たり前ではあるが、業者からの誘いを受けた職員がどのように対応すればよいかわからず困る場合なども考えられるので、再発防止の観点から職員からの相談等を受けて組織として対処する体制を検討することが必要であるとの指摘があった。

(注：事務局の文責により作成したものであり、事後修正の可能性有り)